

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和７年(2025年)９月２日

下関市長 前田 晋太郎

- 1 件名
豊田ホテルの里ミュージアム常設展示室改修業務
- 2 業務場所
下関市豊田町大字中村５０番地３
- 3 業務内容
別紙仕様書のとおり
- 4 契約期間
契約締結日から令和７年１２月２６日まで
- 5 履行期間
契約締結日から令和７年１２月２６日まで
- 6 入札条件
 - (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者に該当しないこと。
 - (２) この公告の日から落札者の決定までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

- (3) 下関市物品・役務競争入札参加資格者名簿「企画製作」の「デザイン企画」に登録されている者であること。

7 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

下関市ホームページ

(2) 日時

令和7年9月2日（火）午後1時00分から

令和7年9月17日（水）午前11時00分まで

8 申請方法等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式1）を提出すること。

なお、国又は地方公共団体その他公共団体と同種の契約実績がある場合で、入札保証金の免除を受けようとする者は、同種契約の実績調書（様式2）を添付すること。

9 申請書の提出期限

(1) 申請書の提出期限

令和7年9月8日（月）午前11時00分

(2) 申請書の提出先

〒750-0421

下関市豊田町大字殿敷1918番地1

下関市教育委員会 教育部豊田教育支所

(3) 提出方法

持参または郵送すること。

郵送の場合は、書留郵便その他発送事実を証することができる方法による郵送に限り受付けるが、提出期限までに必着のこと。

10 質問の方法

(1) 本入札による質問はメールによること。

(2) 受付期間

令和7年9月4日（木）17時まで

(3) 質問書の様式は任意とし、回答は後日速やかに質問提出者にのみ回答する。

(4) 送付先

下関市教育委員会教育部豊田教育支所

メールアドレス kittsomu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

11 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認結果通知書（様式 3）により別途通知する。

12 入札方法

（１）入札書の提出方法は、書留郵便その他発送事実を証することができる方法により郵送しなければならない。

（２）入札書の提出期限

令和 7 年 9 月 1 7 日（水）午前 1 0 時 5 0 分必着

（提出期限を過ぎた入札等は無効）

（３）入札書の提出先

〒 7 5 0 - 0 4 2 1

下関市豊田町大字殿敷 1 9 1 8 番地 1

下関市教育委員会 教育部豊田教育支所

（４）入札書は、入札書（様式 3）を使用すること。また、入札額は、消費税額を含まない総額の委託料を記載すること。

（５）入札書の日付は、入札日を記入すること。

（６）入札書を入れる内封筒に、入札に係る件名、入札者名、入札者の住所又は所在地を記載の上、入札書在中と表示し封をし、外封筒に入れて、二重封筒により提出すること。

（７）次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。

ア．入札保証金の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの

イ．入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの

ウ．入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの

エ．虚偽の申請を行った者のしたもの

オ．入札書を封筒に 2 枚以上入れた場合

カ．入札書の封筒に必要な記載事項がない場合

13 開札

（１）開札日時 令和 7 年 9 月 1 7 日（水）午前 1 1 時 0 0 分

（２）開札場所 下関市教育委員会 教育部豊田教育支所

14 入札保証金

下関市契約規則第 5 条の規定による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

15 その他

- (1) 落札となるべき最低提示価格が2者以上同額だった場合、入札事務に関係のない下関市職員によるくじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 初回入札において落札者が決定せず、再度入札を行う場合は、再度入札にかかる実施通知、入札書をメール等で速やかに送付する。
- (3) 入札執行担当者以外の下関市職員1名以上の立会いのうえ、開札する。
- (4) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなった場合は入札に参加できない。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が契約時までに入札条件を満たさなくなった時、又は指名停止措置を受けた時は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 入札参加資格申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。
- (9) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札日をもってその効力を失う。
- (10) 入札参加者が事情により入札を辞退するときは、事前に入札辞退届（様式5）を提出すること。